

人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月9日

香川県人事委員会委員長 関 博 徳

香川県人事委員会規則第13号

人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則（昭和55年香川県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委任) 第2条 略</p> <p>(1)～(34) 略</p> <p><u>(35) 香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）第16条第2項の規定により、退職手当の支給制限等の処分について退職手当管理機関から諮問を受けたときに調査審議すること。</u></p>	<p>(委任) 第2条 人事委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。</p> <p>(1)～(34) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。